

- 1 日時：平成18年4月25日（火）
- 2 場所：宮城県庁9階 第一会議室
- 3 出席委員（敬称略）  
浅川昭恵、伊藤順子、渡邊桂子、佐々木寿美子、小松れい子、三塚正宏、  
船渡隆平、若生裕俊、福田英子、大河内裕子、小田泰子、山本壽一、平本福子  
畠山英子、菊地啓子、高橋信壮、大友浩幸、田原迫洋一
- 4 会議録

司会（健康対策課：大森課長補佐）

ただ今から、宮城県食育推進会議を開催致します。当会議は、情報公開条例第19条の規定に基づき公開とさせていただきます。

それでは、会議開催に当たりまして、村井知事から御挨拶させていただきます。

村井知事

昨年11月21日に宮城県知事に就任致しました村井嘉浩でございます。本日は、大変お忙しいところ、このように御出席を賜りまして誠にありがとうございます。委員の皆様には、日頃から県政の推進に御協力を頂いておりますことに、この場をお借り致しまして、心から感謝申し上げます。また、本日は宮城県食育推進会議の委員をお引き受けいただきまして誠にありがとうございます。

皆様御承知のとおり、国におきましては、国民運動として食育に取り組み、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができる社会の実現を目的に、昨年7月に食育基本法が施行されたわけでありまして、

食育基本法が制定された背景には、食生活に起因する生活習慣病の増加、核家族化やライフスタイルの変化に伴う食の多様化、食品の安全性を脅かす問題の発生といった食をめぐる様々な問題がございまして、これらに対する抜本的な対策として法律が制定されたと伺っております。

本県でも、こうした食を取り巻く諸問題に対応するために、宮城県食育推進会議を条例により設置致しまして、本日は皆様に委員に就任していただきました。また、過日、宮城県食育推進本部を立ち上げまして、庁内組織の横断的かつ総合的な連携のもとに取り組む体制を整えたところでございます。

食は基本的には個人の問題と言われますけれども、食を取り巻く社会情勢の変化などを考えますと、個人での実践は勿論のこと、社会全体での取り組みの必要性を痛感するところですので、

本県の食育も、関係者との連携を深めながら取り組んでいけるよう、各分野で活動、活躍されている皆様から幅広い御意見をいただき、宮城の恵まれた海・山・里を生かした食育推進計画をつくりあげていきたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

甚だ簡単ではございますが、知事としてのあいさつとさせていただきます。よろしくお願い致します。

司会（健康対策課：大森課長補佐）

それでは、委員の皆様の御紹介をさせていただきます。宮城県小学校長会の浅川委員でございます。中学校長会の伊藤委員でございます。保育協議会の渡邊委員でございます。食生活改善推進員連絡協議会の佐々木委員でございます。地域婦人団体連絡協議会の小松委員でございます。農業協同組合中央会の三塚委員でございます。漁業協同組合連合会の船渡委員でございます。スローフードジャパンの若生委員でございます。NPO法人あぐりねっと21の福田委員でございます。宮城県栄養士会の大河内委員でございます。県医師会の小田委員でございます。県歯科医師会の山本委員でございます。宮城学院女子大学の平本委員でございます。東北福祉大学の畠山委員でございます。県民公募委員の菊地委員でございます。同じく県民公募委員の高橋委員でございます。東北農政局の大友委員でございます。東北厚生局の田原迫委員でございます。なお、生活協同組合連合会の齋藤委員、それから町村会からの委員につきましては、本日御欠席でございます。

それでは、早速次第の4、会長、副会長の選任に入ります。会長、副会長につきましては、食育推進会議条例よりまして、委員の互選により定めることとなっております。

会長、副会長の選出につきましては、宮城県保健福祉部の佐々木次長を仮議長とさせていただきます、選出を進めさせていただきますと思います。それでは、佐々木次長よりよろしくお願い致します。

仮議長（宮城県保健福祉部：佐々木次長）

しばらくの間、仮議長を務めさせていただきます。委員の皆様にお諮り致します。宮城県食育推進会議の会長及び副会長について、どのような方法で決定したらよろしいかお伺い致します。

三塚委員

本日は、第一回目の会議でもございますので、事務局の方で何か案がございましたら、お示し頂きたいと思致します。

仮議長（宮城県保健福祉部：佐々木次長）

ただ今、事務局案という意見がございましたが、事務局で会長及び副会長についての案があればお示し頂きたいと思致します。

事務局（健康対策課：佐々木課長）

事務局案と致しましては、会長を宮城学院女子大学の平本委員、副会長をスローフードジャパンの若生委員にお願いしたいと考えております。

仮議長（宮城県保健福祉部：佐々木次長）

事務局より、会長を平本委員、副会長を若生委員にお願いしたいとの案が出されましたが、いかがでしょうか。

それでは、会長を平本委員、副会長を若生委員にお願いすることと致します。

これで、仮議長の職を解かせて頂きます。これ以降の進行につきましては、平本会長にお任せ致しますので、よろしくお願い致します。

司会（健康対策課：大森課長補佐）

それでは、平本会長と若生副会長には席をお移り頂きたいと思致します。

平本会長

会長という大役を承りました平本でございます。どうぞよろしくお願い致します。推進計画という大仕事を進めて行くと言うことでございますけれども、是非皆さんの御協力よろしくお願い致します。

司会（健康対策課：大森課長補佐）

それでは、次第の5、議事に入りますけれども、ここからの進行につきましては、平本会長にお願い致します。どうぞよろしくお願い致します。

議長（平本会長）

それでは、まず次第に沿って進めさせていただきます。まず始めに、議事（1）の宮城県の食育推進体制及び食育推進計画について、説明をお願い致します。

事務局（健康対策課：門村班長）

食育推進班の門村でございます。説明をさせていただきますけれども、お手元の資料の1をお開き頂ければと思致します。こちらの資料に国と県の推進体制を記載しておりますので、最初に資料1に基づきまして、食育の推進体制について説明させていただきます。始めに、国の方の取り組みと推進体制ですけれども、御承知のとおり昨年6月に食育基本法が制定されまして、7月15日に施行されております。この食育基本法の目的は、国民が健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ食育を推進するため、施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とするとしており、この目的を推進する基本的な施策として7つの項目が挙げられております。項目の1番目が家庭での食育、2番目が学校、保育所での食育、3番目が地域における食生活の改善の取組、4番目が食育推進運動の展開、5番目が生産者と消費者の交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化、6番目が食文化の継承のための活動への支援、7番目が食品の安全性、栄養、食習慣に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進。という7つの項目が挙げられております。

法律の中では、この基本的施策を総合的かつ計画的に推進するために、食育基本計画を策定して推進していくということが規定されておりますが、昨年10月に内閣府に設置

されました食育推進会議におきまして、国の食育推進基本計画が、3月31日に決定されております。

今後は、この食育推進基本計画に基づき、進めていく訳ですけれども、具体的な推進体制としましては、この食育基本計画の中で、食育の推進に関する施策の基本的な方針、推進に関する事項について記載されておりますけれども、これらの項目につきましては、幅広い分野にわたる取組が求められていること、また食育に関する取組主体が多様かつ多数にわたっていることがございまして、食育を推進していくためには、食育に関する施策の実効性を高める上で、関係府省が連携を密にとりながら、協力して進めていくということを取り組んでおります。

国におきましては、こういった動きですけれども、こうした国の動きを踏まえまして、宮城県の推進体制をその下に書いてあります。今後は国のこのような動きを受けて、宮城県は国と連携を取りながら進めていくわけですけれども、宮城県の推進体制と致しまして、条例に基づき、この宮城県食育推進会議を4月1日に設置しております。今回第1回目の会議の開催になった訳でございます。この食育推進会議の中では、宮城県食育推進計画の作成、あるいは食育の推進に関する重要事項について審議していただき、本県の特性を生かした施策に取り組みしていく所存でございます。この食育推進会議と連動する形で、宮城県庁内の組織としまして、知事を本部長とし関係部局長からなる宮城県食育推進本部を、先ほどの知事の挨拶にもありましたが、4月17日に立ち上げております。この食育推進本部のもとに、各部局の関係課長が構成員となりまして具体的な事項を審議していく食育推進本部幹事会がございまして、庁内での具体的な連携につきましては、左側の庁内担当班長会議を記載してございますけれども、既にこちらは昨年開催しております。今後、随時意見交換や情報交換を行いながら、宮城県の食育推進計画あるいは推進に反映していく予定でございます。今後の宮城県の食育の推進体制といたしましては、ただ今御覧頂いておりますとおり、宮城県食育推進会議と宮城県食育推進本部が連携をしながら中心となって進めていく予定となっております。

続いて、食育推進計画の策定に係るスケジュールでございますけれども、皆様のお手元の資料の2になります。

こちらに食育推進会議と食育推進本部の開催予定を記載してございますけれども、本日第1回目の推進会議ということで、皆様からいろいろと御意見を頂きながら、次回第2回の食育推進会議で推進計画の骨子案を作成していきたいと思っております。食育推進計画につきましては、備考の欄の一番下になりますけれども、11月を目処に計画を作成していきたいと考えておりますけれども、次回で骨子案をお示しして、その後、第3回、第4回の会議で推進計画を作成していきたいと思っております。その間に公聴会、パブリックコメントを開催し、広く御意見をいただき、修正を加えた上で推進計画を作成していきたいと考えております。食育推進会議につきましては、大体4回程度、それに合わせて食育推進本部の会議を3回程度、本年度は予定しております。以上でございます。

議長（平本会長）

ありがとうございました。ただ今、事務局から宮城県の食育推進体制につきまして説明がありましたけれども、何か委員の方々から御質問とか御意見がございましたらお願い致します。

よろしいでしょうか。では、後でまた御意見を頂く時間がございますので、もしありましたら、その時にお願い致します。

では続いて、議事の(2)の国の食育推進基本計画の概要について説明をお願い致します。

事務局（健康対策課：日地谷主任主査）

食育推進班の日地谷と申します。よろしくお願い致します。食育推進基本計画の概要について、お手元の資料3に基づきまして、御説明させて頂きたいと思っております。

資料3の1ページを御覧頂きます。1ページにつきましては、基本計画の構成をまとめさせて頂いたものでございます。始めにこちらの資料に従い全体的な構成について説明させて頂きます。

まず、食をめぐる現状につきましては、近年、健全な食生活が失われつつあり、我が国の食をめぐる現状は危機的状況であると結論づけております。このため、地域、社会を挙げた子どもの食育、生活習慣病等の予防、食料自給率の向上、高齢者の健全な食生活、楽しく食卓を囲む機会の確保、伝統ある食文化の継承、食品の安全性の確保などに取り組み、早期に改善することが必要であるとしております。

このような食をめぐる現状を受けまして、食育基本法が施行され、国民が生涯にわたり健全な心身を培うことや、豊かな人間性を育むことができる社会を実現することを目

的として、平成18年度から22年度までの5年計画として基本計画を策定し、今後国民運動として食育へ取り組んでいくこととしております。

基本計画は、第1から第4までの4部構成となっており、第1につきましては、食育を推進するための基本理念を記載しております。

また、この基本理念を実現するために取り組むべき事項を第3に記載しております。この取り組むべき事項の7項目につきましては、食育基本法の第3章に掲げる基本的施策に基づき構成されております。

また、前後致しますが、第2につきましては、食育の推進の目標に関する事項として、9項目の目標値を設定しております。

最後に第4でございますが、ここでは食育を推進するにあたり特に必要となる事項をまとめた部分となります。

以上が、基本計画の全体的な構成となっております。

続きまして、資料の2ページを御覧下さい。「はじめに」につきましては割愛させていただきます、第1食育の推進に関する施策についての基本的な方針についてですが、ここでは先ほどご説明いたしましたように、食育を推進するための7項目の基本理念を記載しております。

1番といたしまして、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成を図るため、健全な食生活に必要な知識等が年齢、健康状態等により異なることに配慮しつつ、心身の健康の増進と豊かな人間形成を目指した施策を講じるとしております。

2番といたしまして、食に関する感謝の念と理解を深めるため、様々な体験活動等を通じ、自然に国民の食に対する感謝の念や理解が深まっていくよう配慮した施策を講じるとしております。

3番といたしまして、食育について、国民一人一人の理解を得るとともに、社会の様々な分野において男女共同参画の視点も踏まえ食育を推進する観点から、国民や民間団体等の自発的意思を尊重し、多様な主体の参加と連携に立脚した国民運動となるよう施策を講じるとしております。

4番目、保護者、教育関係者等の役割として、子どもの父母その他の保護者や教育・保育関係者の意識向上を図り、子どもが楽しく食を学ぶ取組が積極的に推進されるようにする。

5番目、食に関する体験活動と食育推進活動を実践するため、家庭、学校、地域等様々な分野におきまして、多様な主体から食を学ぶ機会が提供され、国民が意欲的に食育の活動を実践できるよう施策を講じるとしております。

6番目として、伝統ある食文化の継承や環境と調和した食料生産等が図られるよう配慮するとともに、食料需給への国民の理解の促進と都市と農山漁村の共生・対流等により農山漁村の活性化と食料自給率の向上に資するとしております。

最後に、7番目として、食品の安全性等食に関する幅広い情報を多様な手段で提供するとともに、行政、関係団体、消費者等の間の意見交換が積極的に行われるよう施策を講じるとしております。

以上の7項目を基本理念として食育を進めていくこととなりますが、これらの基本理念を実現するための具体的取り組みとして、お手元の資料の3ページを御覧頂きたいと思っております。

第3食育の食育の総合的な促進に関する事項が記載されております。

まず、家庭における食育の推進につきましては、子どもの父母その他の保護者や子ども自身の食に対する関心と理解を深め、健全な食習慣を確立するため、生活リズムの向上、子どもの肥満予防の推進、望ましい食習慣や知識の習得、妊産婦や乳幼児に関する栄養指導、栄養教諭を中核とした取組、青少年及びその保護者に対する食育推進の6項目を挙げてございます。

次に、学校、保育所等における食育の推進につきましては、学校、保育所等において、魅力ある食育推進活動を行い、子どもの健全な食生活の実現と豊かな人間形成を図るため、指導体制の充実、子どもへの指導内容の充実、学校給食の充実、食育を通じた健康状態の改善等の推進、保育所等での食育推進の5項目を挙げております。

次に、地域における食生活の改善のための取組の推進につきましては、地域において、食生活の改善を推進するとともに、生活習慣病を予防し国民の健康を増進するため、栄養バランスが優れた日本型食生活の実践、食生活指針や食事バランスガイドの活用促進、専門的知識を有する人材の養成・活用、健康づくりや医学教育等における食育推進、食品関連事業者等による食育推進の5項目を挙げております。

続きまして、食育推進運動の展開につきましては、食をめぐる状況を打開し、食育を国民運動として推進していくためには、関係者が共通認識を持ち、一体的に国民に強く訴えかけていく必要があることから、食育月間の設定・実施、継続的な食育推進運動、各種団体等との連携・協力体制の確立、民間の取組に対する表彰の実施、国民運動に資

する調査研究と情報提供、食育に関する国民の理解の増進、ボランティア活動への支援の7項目を挙げております。

次に、生産者と消費者の交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等につきましては、環境と調和のとれた農林漁業の活性化を図り、都市と農山漁村、あるいは生産者と消費者との間の交流を促進することにより、それらの信頼関係を構築し、国民の食に関する理解と関心の増進を図るため、都市と農山漁村の共生・対流の促進、子どもを中心とした農林漁業体験活動の促進と消費者への情報提供、農林漁業者等による食育推進、地産地消の推進、バイオマス利用と食品リサイクルの推進の5項目を挙げております。

次に、食文化の継承のための活動への支援等につきましては、ボランティア活動等における取組、学校給食での郷土料理等の積極的な導入やイベントの活用、専門調理師等の活用における取組、関連情報の収集と発信、知的財産立国への取組の連携の5項目を挙げております。

最後の食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進につきましては、健全な食生活の実践には、食生活や健康に関する正しい知識を持ち、自らの判断で食を選択していくことが必要であるため、リスクコミュニケーションの充実、食品の安全性や栄養等に関する情報提供、基礎的な調査・研究等の実施、食品情報に関する制度の普及啓発、地方公共団体等における取組の促進、食育の海外展開と海外調査の推進、国際的な情報交換等の7項目に取り組むとしております。

以上が、食育を促進するための具体的な取組項目です。続きまして、資料の3ページにお戻り頂きたいと思っております。

食育の推進に当たりましては目標値を定めております。目標値につきましては、効果的で実効性のある施策を展開していく上で、成果や達成度を客観的な指標により把握できるようにするため、定量的な目標値を設定する必要があるとして、3ページに記載しておりますように、食育に関心を持っている国民の割合の増加や、朝食を欠食する国民の割合の減少など9項目の目標を設定しております。

続きまして、資料の6ページを御覧頂きたいと思っております。第4につきましては、食育を推進するために特に必要な事項を記載しており、多様な関係者の連携・協力の強化や都道府県等による推進計画の策定とこれに基づく施策の促進など、5項目の内容が記載されています。

以上、大変長くなってしまいましたが、国の食育推進基本計画の概要について御説明致しました。

議長（平本会長）

ありがとうございました。ただ今、事務局から国の食育推進基本計画の概要について御説明がありましたけれども、御質問ありますでしょうか。

これを全部拝見致しますと、すごい一杯というか、総花的で、目標とするものと、それを推進していく方法と、結果として推進していく環境づくりというものが、ごっちゃになっているような関係になっておりますけれども、そのへんをそれぞれがある程度整理しながら見て行ければと思っております。

本日のところ、この点についての説明についてはよろしいでしょうか。

では、次に本県の食をめぐる現状についての御説明をお願い致します。

事務局（健康対策課：日地谷主任主査）

それでは、引き続きよろしくお願い致します。本県の食をめぐる現状につきまして、資料4を御覧頂きたいと思っております。

食育基本法が施行された背景といたしまして、生活習慣病の増加や食の安全性の問題、食文化の伝承の必要性などが挙げられておりますことから、食育を進めるにあたり、改めて本県の食をめぐる現状について、食生活の変化、食生活の乱れと健康、食に対する意識の変化という3点について、主な傾向をまとめさせていただいた資料でございます。

まず、食生活の変化についてでございますが、食の外部化、食に対する嗜好の変化、食料自給率の低下の3点についてグラフ化させて頂いております。

まず、食の外部化についてでございます。

このグラフを見ますと、20～50歳代の男性の約5割、女性につきましても約3割が週に何回か外食しております。年代が進むに従い外食の利用頻度は低くなっております。

また、平成12年と比較した場合、男性については大きな変化は見られませんでしたけれども、女性につきましても増加傾向が見られております。

このようなデータから、本県におきましても、家庭での食事中心から外食の利用比率が増えている状況が伺えると思っております。

次に、食に対する嗜好の変化についてでございます。ここでは、国民1人1人が1年

間に消費する、米と肉の消費量の推移につきましてグラフ化させていただいております。残念ながら全国の状況に係るデータしか入手できませんでしたので、本県の数値については把握できておりませんが、傾向的には同様の状況にあるのではないかと思います。国民1人が1年間に消費する米の量は、最も多かった昭和37年度以降減少し続けておりまして、平成16年度の消費量は、61.5kgと昭和37年度の約52%、半減しているという状況でございます。

一方、肉の消費量は、昭和35年度以降増加し続けておりまして、平成15年度においては28.2kgと、昭和35年度の5倍以上という傾向になっております。

続きまして、食料自給率の低下についてでございます。

本県の食料自給率につきましては、80%程度と全国平均の40%の倍以上となっておりますが、これは本県が米の主産県であるという特性が背景にございまして、米を除いた食料自給率を見ますと、平成14年度で30%となっており、また、米を含めた食料自給率につきましても、福島県を除く東北の他県が100%以上となっていることなど考えますと、本県の食料自給率は必ずしも高いとはいえない状況にございます。

このように食料自給率が低迷している要因としては、先ほど申し上げましたように食に対する嗜好が変化してきており、自給率の高い米の消費が減り、代わりに肉や油を使用した料理が多く食べられるようになり、その結果として国内生産では対応しきれずに外国からの輸入が増えているという要因が考えられます。

お手元の資料の2ページを御覧頂きたいと思っております。食生活の乱れと健康についてでございます。ここでは朝食欠食率の増加と肥満、やせの増加の2点についてまとめております。

まず朝食欠食率の増加についてでございます。

宮城県における平成17年の朝食の欠食状況につきましては、20～30歳代の男性で33.8%、女性で14.7%となっております。児童生徒の平成16年3月の朝食の欠食状況につきましては、「食べない日が多い」「ほとんど食べない」と回答した割合が、小学5年生で6.6%、中学1年生で8.3%となっております。

調査年度等が違いますので、単純には比較できませんけれども、小学5年生のうち、「朝食をほとんど食べない」と回答した児童は、全国で4%、本県では1.7%となっており、全国の状況に比べ半分以下となっております。

続きまして、肥満、やせの増加についてでございます。

宮城県における平成17年の肥満割合は、男性で29.1%、女性で25.2%となっており、30歳以上の男性で31.0%、40歳以上の女性で32.2%と全国の割合を、男性で1.5%、女性で6.2%それぞれ上回っております。また、20～30代女性のやせの割合が、14.6%と高くなっております。

続いて、お手元の資料の3ページを御覧頂きたいと思っております。

食に対する意識の変化についてでございます。ここでは、食生活に対する意識の変化と地産地消の取り組みについてまとめております。

食生活に対する意識の変化について、宮城県の消費者が普段の食生活で最も気を配っている点は、823人中582人、70.7%が栄養バランスと回答しており、次いで手作り、楽しい雰囲気作りと多くなっております。

平成17年の調査におきましては、宮城県民の食生活に対する問題意識として、食生活に問題が多い、少し問題があると感じている人は、全体の44.3%で、平成12年と比較して12%増加しており、年代別に見ると、20～30歳代で62.6%と最も多く、年齢が進むにつれて減少しております。しかし、各年代とも問題があると感じている人の割合は増加しております。

続きまして、地産地消の取り組みについてでございます。

宮城県の小中学校における学校給食への地場産物の活用状況につきましては、平成16年の6月と11月のそれぞれ5日間の献立に使用した食品のうち宮城県内産食品の割合を調査した結果、23.8%となっており、全国平均の21.2%を上回っているものの、東北6県の中では福島県に次いで低くなっております。

この他に、関連する調査結果や全国の状況につきましては、お手元に配布させて頂いております参考5として資料化しております。調査の対象や調査時期、設問の仕方等が違いますので、単純に全国と本県の状況を比較できませんけれども、全体的な傾向を見ることはできるかと思っておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

また、参考6と致しまして、食育基本法に示されております基本的施策7項目に関連すると思われる平成17年度において本県の各部署で実施いたしました事業についてまとめさせて頂いておりますので、併せて御覧頂きたいと思っております。

以上、本県の食をめぐる現状について、御説明致しました。

議長（平本会長）

ありがとうございます。宮城県の食をめぐる現状について、いくつかのデータを使って御報告いただきました。御質問、御意見はございますでしょうか。

次から次へと、いろいろなことを御説明頂くので、一杯一杯というところでございますが、国の基本計画が示されて、それは本当に総論でございますので、それでは宮城県はどうかといったときに、宮城県は国全体の中でどのような特徴があるのかということを押さえていかなければいけないということで、この本県の食をめぐる現状について御説明いただいたんだと思います。そこで健康の課題のようなものは、ある種国の傾向と似たような傾向にあるということもありますし、また食物の供給の面については、米などの特徴がございますでしょうし、いくつか食育の推進計画の中で盛り込まれているいくつかの視点というか、キーワードを宮城県ではどうなのかということを見ていくことが必要なのではないかと思います。

では、一応議事の3まで参りましたので、あと4でございますが、今日は一回目ということでありまして、各委員の皆様にも、自己紹介を兼ねながら御意見を一人ずつお願いしたいと思います。お時間は各委員3分程度でお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それこそ食育となりますと、いろいろな分野の方々がお集まり頂いておりますので、各団体での食に関する課題であったり、取組だったり、また取組もこの食育推進計画の中では、多様な機関の連携というのが一つのキーワードでございます。ですから、ここに我々が集まっているということもございますので、取組の中でも、特に連携のようなもの、今までは自分たちだけでやってきたのだけれども、こういうものをやっているとか、やりたいとか、やってみたらどうだったとか、そういうような課題というものでしょうか。また、食育では特にこういうところに注目してやっていきたいとか、やった方がいいのではないかとか。いくつか散漫に申し上げて申し訳なかったのですが、もう一回確認させていただきますと、各団体での取組について、現状とか課題とか。その取組については、他の分野との連携といった視点を入れていただくとより良いと思います。それとは別に、食育でどういうことを目標としていったら良いのかといったところもお話していただければよろしいかと思います。

では、順番にお願い致しますでしょうか。名簿の上から順番にお願いできますか。それでは浅川先生から。

#### 浅川委員

富谷小学校の浅川と申します。小学校における子どもたちの現状を見ていますと、基本的習慣の乱れと言いますか、特に食に関する乱れが、学校生活あるいは子どもたちの心身の健康などいろいろな面に影響していると感じております。先に県の方からも、「はやね はやおき あさごはん」の推奨運動が出されたわけですが、今回、富谷町も町ぐるみで、「はやね はやおき あさごはん」運動に取り組もうとしており、校長会においても教育委員会と連携しながら考えているところです。各学校とも食育に関しては総合的な学習の時間とか、家庭科、学活、給食の時間等で、給食センターの栄養士さんにも入って頂きながら指導しているところですが、家庭の理解と協力なしでは成果が期待できないというところで、かなり難しさを感じております。学校便りとか、学校にお集まり頂く中で啓発を図る努力をしている訳ですが、なかなか家庭の協力を十分に頂けないということが悩みです。今回のこうした会議の中で、そうした家庭との連携、地域との連携について対応策等を考え、校長会でも話題にしながら取り組んでいきたいなと考えております。よろしくお願ひ致します。

#### 議長（平本会長）

ありがとうございます。すごく良い御意見を頂きました。課題が見え隠れして、それでは、次に伊藤委員お願ひ致します。

#### 伊藤委員

蒲町中学校の伊藤と申します。私は仙台市の校長会からということで出て参りました。仙台市には64校中学校がありまして、私が今勤めている学校は、生徒数570名おります。その中で多感な時期の子どもたちに、どのように取り組んでいくかということで学校では考えておりますが、国の方から、このように食育というふうに出されておりますが、そういうふうに出される前から学校では、どこの学校でも取り組んでおりました。ただ、きちんとした食育という形ではなくて、小学校の校長先生も仰ったとおり、学校の教育活動すべての中で、人間が生きるために食べる、そういうことは常日頃から話しております。それから、このように今いろいろな問題になってきたことは何かということを見ると、大人が生活していく中で、きちんとした生活環境ができていなくて、このような問題が出てきたのではないかとということで、家庭に話をこれから進めていっ

て、やはり朝食をとること、人間が生きていくために、一日生活するためのエネルギーが必要なんだということ、これから話をしていきたいと考えております。大人がもう一度見直さなければならぬ食生活かなと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

議長（平本会長）

ありがとうございます。食育は、小学校の方は、先ほど浅川先生も仰ったとおり、いろいろなことがされているのですけれども、中学校というのは、あまり聞く機会がないのですが、どういうものが具体的に食に関する教育というのがございますでしょうか。

伊藤委員

授業の中で、道徳の時間もありますし、総合の時間もあります。それから家庭科の中でも取り組んでおります。後は、生徒指導の中で、例えば朝会の時にきちんと立ってられない。ばたばた倒れてしまう。何なのかなと考えてみると、朝ご飯を食べなかったということなどが取り上げられております。それから睡眠のことも関係してきて、やはり生活習慣かなというふうに、家庭のしつけというところまで考えなければならぬのかなというふうに思っております。

議長（平本会長）

ありがとうございました。次に渡邊委員お願い致します。

渡邊委員

福室希望園から参りました栄養士の渡邊です。私は見て分かる通り現場の人間ですが、昨年度仙台市の宮城野区で独自にやっていた、宮城野区子どもの健康づくりを考える会ということで、一昨年は歯のフッ素洗口についての運動だったのですが、昨年食育基本法が出まして、宮城野区の子どもの食育実践をどういうふうにやるのかというところで、取組に携わりました。今まで目標数値とかいろいろ出ているのですけれども、実際に幼児期の子どもたちの欠食状況はどうなのかというような調査も致しました。昨年度の3歳児健康診査と2歳6ヶ月の歯科検診でアンケートをとりまして、約10%、9.2%の子が朝ご飯を食べていないという現状が分かりました。そのほかに、親も食べていないということが、そのアンケートで分かったんですね。保護者の全体で13%のお母さんが食べていなくて、さらに食べていないお母さんの37.5%の子どもがご飯を食べていなかったんです。お母さんたちが、まず朝ご飯を食べてくださいということから声がけしてみたりとか、いろいろ働きかけています。うちの園は在園児が138名いまして、職員が38名います。その他にうちの園は子育て支援センターを併設してまして、一時預かり保育の他に、地域活動で料理教室の方もミニキッチンでやっております。そちらで、私の他に子育て支援センターの保育士とともに、月に1~2回程度なのですが料理教室をしています。そこでも地域のお母さんと交流を深めながら、試食もするのですが、その時に食事の悩みがお母さんたちは多くて、食事相談に乗ったり、子育て支援センターの方で相談の電話があるのですが、来客の方もあれば、電話での相談もありまして、本当にお母さんが泣きながらとか、声が震えながらの相談とかが多いです。その他に地域活動として、地域の一人暮らしの高齢のおばあさん方との交流を深めたりですとか、子どもたちと、おばあさんたちが一緒に食べるだけではなくて、ミニキッチンがあるということで、私とおばあさん方が10人程度で料理教室をして交流を深めたりですとか、いろいろなことを取り組んでおります。ただ取り組むだけではなくて、月齢に合わせて食事の年間計画を立てたりですとか、食育もただやるだけではなくて、食育の年間計画を立てています。実際にやるためには、職員の会議を開いたりですとか、終わった後に、携わった人と評価をしたり反省をして、次に生かせるようにまとめています。食育の目標では、うちの園では、まず食事が媒体となっています。なので毎日の給食であったり、年長さんへのクッキング保育であったり、畑で作っている園庭栽培であったり、毎日の生活が食育になっています。ただ栄養士が外に出て保育士の先生とやるだけでなく、昨年は、2歳児祭に向けて調理室の調理員さんも混ぜて、みんなでクラスに行って、食育をしたりとか、具体的に言うと、カレーについて媒体を作って、みんなで歌ったりとかしました。そういうことを毎年繰り返して、評価、反省しながら随時頑張っています。この会議に来て、私は勉強する側でもあるのですけれども、頑張っていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長（平本会長）

ありがとうございました。今の活動を進めていく中で、課題とかありますか。例えば、今日は、たくさんのいろいろな所の方がいらっしゃるので、こういうところから、こう

ということで助けて頂けるといいなとか、ありましたら、この際いろいろ言って頂けると、良いかもしれません。

#### 渡邊委員

うちの園の発注は、みやぎ生協さんをお願いしているのですが、地元の農家の方からの協力を得たり、園庭も、畑がすごく採れる所ではないので、畑に直接行って指導を受けたりできたかなと思います。そういうことができるのが年1回の芋掘り遠足くらいしかできないので、そういうところで農家の方との交流も深めていけたらと思っております。

#### 議長（平本会長）

ありがとうございます。いろいろお話になった後で、今保育所のお話があったわけですけれども、後のところで、うちはこういうことをやったらどうかということをお話頂いても結構でございますので、是非、少しいろいろな所が重なっていくようなお話ができればと思います。

それでは、佐々木委員をお願いします。

#### 佐々木委員

宮城県の食生活改善推進員連絡協議会からの代表で参りました。通常食改と言われまので、略して食改と言わせて頂きますけれども、食改では食育に関しては、昭和53年頃からだったでしょうか、その頃から親子の料理教室というのがありまして、そのころから長い間食育に取り組んで、全県下全協議会で必ず1回は行うことになっていて、これまでずっと取り組んできました。ここ何年か食育という言葉が出てきましたので、名称も親子食育教室に変わりました。今後もずっと継続して続けていくということです。最近、コマの形をしたバランスガイドというのが出てきて、それを活用するというので、ただ今私たちは猛勉強中です。これを地域に普及するように目下取り組んでおるところです。それから課題というのでしょうか、親子の料理教室とかをするときに、私たちは学校にお願いしに行くのですが、今のところ、快く受け入れて協力を頂いておりますけれども、なかなか参加する人数も少なく、もっとたくさんの親子さんに参加していただきたいなと思っておりますので、主に小学校なんですけれども、呼びかけしたときには、ここには小学校の校長先生もいらっしゃってますので、よろしくお願いしたいなと思います。それから、地元のことを言わせてもらえば、私は栗原市の旧花山村なんですけれども、これまでは給食が無かったんです。それで合併しまして、今年の秋頃から給食が始まります。これまでは幼稚園から中学校までずっとお弁当だった訳なんです。それで今ランチルームを小学校、中学校を改造中で全校生徒が教室ではなくてランチルームに集まって食べられるような改装が行われているところです。地産地消ということが先ほどから言われておりますけれども、地元でも地元の物は取り入れようと思ってもなかなか予算の関係とかで取り入れられないということも聞いておりますので、これから新しく始まる訳ですので、是非地産地消で給食をしていって欲しいなという個人的な思いです。あと、伝承料理ということもありますけれども、やはり地元では故郷学習の時間があるので、小学校も中学校も、私たち食生活改善推進員が講師になって、毎年1回ずつですけれども、伝承料理を普及しております。あとは、小学校5年生の社会の時間なんですけれども、食料自給率のことが社会科のところで出てくるんですけれども、本当は栄養士さんとか、そういう方が出かけていって教えるのでしょうかけれども、たまたま食生活改善推進員ということで、ゲストティーチャーということで、ご飯をちゃんと食べていますかとか、バランスよくとれていますかとか、そういう話をさせて頂いたこともあるので、私たちにとっても役に立っておりますし、児童のみなさんも、変わった先生が来てお話ししてくれるということで、お互いに良い関係があるのかなと思います。そういうことを、私たちが問いかけるのではなくて、学校からお願いされるので、とても良い関係だと思っておりますので、今後も続けていきたいと思っております。目下は、各種団体と婦人会の皆さん、生活改善クラブとかいうのがあるので、よく協力体制がとれていて、良くしていただいておりますので、今後もそういう取組のときには、協力体制をもっと密にしていきたいと思っております。以上です。

#### 議長（平本会長）

ありがとうございます。食改の方々は随分学校の方にも、ゲストティーチャーとか、そういう活動が進んできていると思うのですが、そういうことをやっていく中で、何か課題のようなものはありますか。協議会の方にはあがっておりますか。例えば、例とすれば、学校の中に入っていく上での課題のようなものとか。難しさとかありますか。

佐々木委員

やはり、教育事務所とか、教育センターとか、名称はいろいろあると思うのですが、行政の方からちゃんとした様式でお願いして入っていくという、筋を通すというか、そのようにちゃんとしていけばスムーズなのかなと思います。私たちが直接こういうことをやりたいのですがと問いかけるよりも、筋を通して進めてもらって、さらに私たちが直接学校に出かけて行って、お願いしに行くというパターンで、現在のところうまくいっているのかなと思っております。

議長（平本会長）

ありがとうございました。では小松委員お願い致します。

小松委員

私は、宮婦連の方から参りました。現在、登米市婦連に所属しております。平成17年4月、登米郡8町と津山町が合併し、登米市になりました。婦人会の会員は、食事づくりに関わることが多く、国の基本計画が出る前から、食生活について取り組んでおられて、ここにお出での若生先生にも御講話をいただいたりしてご指導を受けております。そこで「孫や子は優しいよ」という合言葉で、バランスの良い暖かい家庭食を作りましょうと努めてきました。マは豆類、ゴはゴマ、トはトマト、コは根菜、ハはワカメ、海草類、ヤは野菜、サは魚・肉類、シは椎茸・茸類、イは芋類、ヨはヨーグルト等です。志津川自然の家でブロック研修会を開催し、「子や孫に伝えていきたいおらほの料理」というテーマでレシピ集を持ち寄って話し合ったことがございました。その際、手作りでいいから是非本にして欲しいという希望がございました。その後、宮城県迫地方振興事務所と食育推進実行委員会、登米栄養士会の方々のご指導とご支援を得て、カラー印刷でこのような本を作ることができ、皆さんに無料で配布して活用しております。昨年は、地元の中学2年生約80名に、ハットや餅・豆乳を利用した料理等、郷土料理を中心に伝承いたしました。それから、宮婦連でも、婦人会館で「きてみさin宮城の食パート」を開催した時、郷土料理の紹介をしたりいたしました。先ほど配布されました「はやね はやおき あさごはん」の推奨運動を支援したいということで、宮婦連でも、登米市婦連でも、目標に入れて取り組んでいきたいと思っております。それから、外食の問題についても、増えているようですが、やはり一番は家庭食、家族の体調に合わせた、温かい心のこもった食事をということで取り組んでおりますが、まだまだ十分とは言えません。また、例年1月に「全国はっとフェスティバル」を登米市役所前の広場で、宮城県迫地方振興事務所とはっとの会の皆さんと協力して開催、婦人会でも4店ほど出店出いたしておりますので、興味のある方はどうぞお出で頂きたいと思っております。なお、ここにバランスガイドの小さいカードを持って来ました。食育推進実行委員会で作ったのですが、「実際に食事バランスガイドを使って、あなたの一日の食事をチェックしてみましょう」ということで、何回かチェックしながら、自分の食をもう一度見直し、意識づけを図るよう、これからも活用していきたいと思っております。以上、今までの活動の中から、とりとめのないことをお話ししましたが、試行錯誤しながら、これからも活動していきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

議長（平本会長）

ありがとうございました。では、三塚委員お願い致します。

三塚委員

JA宮城中央会の三塚でございます。私の方からは、JAグループ、県内の各JA、農業協同組合でございますが、どういう取組をしているかということにつきまして、柱の部分を御紹介させていただきます。実は、私どもJAグループ宮城では、平成16年度から食と農にこだわった食農教育という、こういう表現をしてございますが、この食農教育を進めるための取組方針を定めまして、いろいろな展開をして参りました。その基本的な考え方でございますが、私どもは農業生産者団体でございますから、食と農との関わり合いを大切にしながら、若い方々にいろいろな訴えをしていく、情報を発信していくという考え方でございます。特に、その柱になっているのは、食の大切さをしっかりと次世代の方々、次世代を担う方々、これから社会を担う方々に価値観として持ってもらいたいと、こういうことでございます。実は私どもの内部検討会におきまして、この辺がいろいろな意見がでました。特に最近の若い方々の食に対する考え方については、非常に問題を含んでいるというふうになったわけですし、お腹が空いたから物を食べる、朝食は勿論食べない、こういうことで若い人の食に対する考え方というのは、非常に変な言い方をしますとエサ化していると、そういう反省がございました。そういう

ことから、私どもでは、食の大切さをまず訴えましようということになったわけでございます。そして、食を支えるのは農業ですよというところで、食を支える農の役割、あるいは、もっと周りを見回していただく、自らの暮らしと地域社会の営み、この関わり合いをしっかりと価値観をもって見て頂く、合わせ地域食文化の大切さも認識して頂くということでございます。勿論、命と健康との関わり合い、尊さというものにつきましても、しっかり認識を深めていただくとうこと。こういうことでJ Aグループ宮城としての食農教育の取組方針の展開をしてまいりました。それでは、具体的にどういうことをしてきたのかということでございますが、一つは、各J A、生産現場におきまして、農業なり農村のいろいろな体験ができる場を積極的に提案をし作っていきましようということでございます。学校教育関係者の皆様も本日大勢の方に御出席をいただいておりますが、教育現場との連携に基づいて、農業農村体験学習の場をいろいろと作って参りました。田舎暮らし体験ですとか、学童農園とかいろいろな手法の中で取組を展開して参りましたし、また、合わせまして、朝食のキャンペーンですとか、お米を作ってみましようということ、バケツ稲の栽培を提唱したり、ご飯お米と私図画作文コンクールをやらせていただいたり、いろいろな手法を通じましてこういった取組を進めさせていただきました。2番目の取組の柱といたしましては、学校給食への食材供給でございます。実はこの問題に取組ましてから非常にいろいろな課題が出て参りまして、それを一つ一つ乗り越えるという形で具体化をしてまいりましたが、いずれ地域農業は、地域の消費者の方々、生活者の方々のために農業生産活動を行っているわけでございます。勿論学校給食の場にも、地域食材を提供していきたいという考え方で取組を進めて参りました。最後になりますが、「農」をキーワードにした、いろいろなイベントをやってみましようということでございます。土に親しんで頂くということでございまして、それに伴いまして、いろいろなネットワークもできて参りました。こういった取組も随時強化して参りたいというふうにございます。そういうことなどをこれまで3年間取組んで参りました。実はこの取組は3年一つの区切りということで、今その見直し作業に入っております、19年度からは新しい取組にグレードアップしましよう、基本的な考え方は、次世代との共生でありますとか、農の心の普及ということで、今いろいろな角度からこれまでの取組結果を総括し、今後の活動のあり方を再度見直しているという状況でございます。以上です。

議長（平本会長）

ありがとうございます。では船渡委員お願い致します。

船渡委員

宮城県漁業協同組合連合会、県漁連と申しますけれども、そこから参りました船渡でございまして、私ども水産業界の食育への取組を紹介する前に、今水産物がどういう状況になっているかということについて、ちょっと御紹介したいと思います。皆さんも御存じのように、日本は世界で一番水産物を輸入している国でございます。これだけ水産物を食べている国はないということで、米と魚というのが日本型食生活の代表的な例でございますけれども、この水産物の需給関係が、この1年か2年でものすごい変化が起きているということをございます。日本人は魚食民族と呼ばれていますが、私たちが今一番危機感を感じているのが、魚が本当に、安く、美味しく、大量に食べられる魚が、いつまで続くのかというような状況になっているということです。ヨーロッパでBSEの問題が発生しまして、アメリカやカナダでも同じですが、水産物への需要が多くなってまいりまして、日本へ日本へと向けてきた水産物が、どうも日本へ入ってこなくなっているという状況で、近い将来日本人はそんなに簡単に魚が食べられる時期が来なくなるのではないかと感じております。従いまして、こういった取組について、私たちもしっかりと腰を落ち着けて取組んで参りたいと。とにかく我々も農協さんもそうですけれども、食料の供給産業、提供産業でございますから、この面だけはしっかり守っていきたく思っている訳でございます。そういう中で、食育への取組というよりも、水産物の消費拡大を図るために、いろいろな施策を展開して参った訳でございますけれども、一つ例を挙げますと、銀鮭という魚、これは宮城県でしか養殖されていない魚なんですけれども、養殖ですから当然エサが必要になってきますけれども、エサから始まって、安全安心な魚づくりというように取り組んでおりますけれども、この銀鮭が大変美味しいと評判になりまして、それを紹介するために料理コンテストとかを開催するわけですが、往々にしまして、そういう料理コンテストに出てくる方たちを見ますと、プロの方が非常に多くて、我々も思ったこともないような観点から応募してきてまして、それでは面白くないというようなことで、高等学校、女子校の人たち、特に家庭科を持っている学校の生徒さんたちと先生方に協力してもらいまして、そういう人たちからの応募がどうなんだというこ

とで、そういう取組を一時やらせていただきます。行って見て、作っている姿を見るのと、本当に今の女の子は包丁を持っているのが危なっかしいのですが、喜々として喜んでやっていると、ああいう姿を見ていると、物を作るというのは非常に良いことだと言いがら取り組んでいて姿を見ますと、教育の原点というか、そういうものを感じるようなメニューを上手に作ったりなどして、アイデアの豊富さなどに関心する訳でございませうけれども、まだまだ取組例はあるわけですが、我々は新鮮で、美味しく食べて、安くてということも基本としておりますけれども、最近はその安全安心という言葉が入って来ますから、その安全安心については力を入れてやっております。そして日本では町の魚屋さんが非常に激減しております、魚を買うのは魚屋ではなくて、スーパーで買うんだという感じでありまして、スーパーの言いなりになった価格体制になっておりまして、本当に魚の良さを教える魚屋さんがいなくなってきましたので、お母さんたちも、本当の魚の美味しい食べ方が分からなくなっているのかなと思っております。我々もそのようなところに危機感を感じながら今取り組んでおりますけれども、出来たら学校給食等に対しても、随分今まで食材を提供してきたつもりでございませうけれども、なかなか安定的な供給ということになりますと、こちらにも課題がありますので、そういうところが不足しているのかなと感じております。それから、最近グリーンツーリズムが盛んになってきておりますから、都市と漁村の共生というか、そういう面で、非常に需要というか、そのような照会が大変に私どもの方にも来ておりまして、やはり漁村に行って食べた魚、それから捕り方、魚の扱い方等が非常に参考になったというふうなお電話がございまして、奥さんたちからも、子どもたちからも、こういうものを通じて、自然との触れ合いなどをやっていきたいという感じがございませうので、できたらこの会議の中でもそういうものに対する取組というものも目玉にしながら展開していったらいいのかなと感じております。

議長（平本会長）

ありがとうございます。農業、漁業ともに、食物の提供から食育の場の提供もかなり期待出来そうなお話のように思いました。ありがとうございます。では、その次に福田委員お願い致します。

福田委員

皆さん初めまして。アグリネット21から参りました福田と申します。あぐりねっと21というのは、グリーンツーリズムの推進ですとか、バイオマスであるとか、様々なシンポジウムもしくは田んぼの学校など、小学生などを集めて生き物調査などをしたりしております。私自身は食の流通、とりわけ地産地消というのに興味がございまして、今回の食育の委員に選んで頂いたことを目標としているのは、当たり前にしたという事ですね。良い考え方とか、道徳的な考え方というのは、得てして経済性が伴いません。先ほど漁業の方でも、また農業の方でも三塚委員からお話がありましたけれども、実際良い考え方だと思っても、それによって農家や漁師の方々にお金が回らないと、物事は実際はうまく動かないのではないかと私は思っております。グリーンツーリズムもそうですね。都会の方が地方に行って、農業体験をする、農村体験をする。だけどそれにお金が伴わなければ、その農村の方々を受け入れ態勢を作っていこうとかという気持になかなかないのではないだろうかと思っております。今の世の中では、やはり経済性というものは取って外せない要素ではないかと思っております。同時に、お客様自身が「やりたい」と思う要素でなければいけないと思っております。お客様とは、学校の先生方にとっては、生徒の皆様方ですね。生産者の方々にとっては一般の消費者の方々になりますでしょうか。それぞれがやりたいと思えるような仕組み作りを、この食育推進会議で作って行けたらと思っております。逆に行政の影響力を発揮できるという意味では、宮城県はなんと23.8%の地場産物の活用状況だという説明がありましたけれども、これを25%に上げていこうと思うと実はものすごく大変ですが、50%以上にしようと思ったら、発想の着眼点が変わってきますので、思い切ったやり方というのが考えられるのではないかと思っております。ある意味、行政の影響力が発揮できるところというのは、そういう思い切った発想で、根本的に取り組んでいきたい。もう一つは、子どもにこういう情報発信をしているという先生方や、栄養士の皆様方の御意見もありませんけれども、それが子どもが知りたがっているかということ、ちょっと考えて頂きたいなと思っております。皆様の御意見でやはり家庭での食が大事ということ、私もそれ自身は大切なことだと思っておりますし、どんなに高い食事を食べるよりも、やはりうちの母の、何で作ったか分からない余ったご飯が一番美味しいと思っております。

をしている世代、先ほど若い人への情報発信、食の大切さを教えましょうということで、JA宮城中央会の三塚委員からもお話がございましたけれども、その若い人たちがどういう生活状況にあるのかということを考えて情報発信しなければいけないかなと思えますし、教わる側としても、これは大事ですよとか、お酒、たばこは駄目ですよと禁止されると反発してしまうのです。でも、面白がってやれることもあると思うのです。なのでアテンションを引く仕組み作りをしていかなければいけないと思っております。少し幅広くなってしまいましたが、地産地消という考え方を一つベースといたしまして、それを当たり前に出る仕組みにしていきたいなと思っております。以上です。

議長（平本会長）

ありがとうございます。仕組みづくりというのは、一つの大きなキーワードで、市町村が主な具体的な活動になりますので、県の活動というのはその仕組みづくりというところが、かなりキーワードになるのではないかなと思っております。大河内委員お願いします。

大河内委員

宮城県栄養士会から参りました大河内と申します。よろしくお願ひいたします。栄養士会のメンバーですので栄養士をしております。宮城県栄養士会の中には、8つの職域協議会がございます。それぞれ各職域において学校であったり、病院であったり、行政とかいろいろな職域において食育ということは行われております。それぞれの場においてなされていると思えますし、その取組の中で栄養士が一員となって働いております。それとまた別に私が属しておりますのは、8つの職域の中で地域活動栄養士協議会というところに属しております。これは、フリーで働いている、常勤ではなく、職域に属さないでフリーで働いている者たちの協議会がございます。そこで私は属して栄養士の活動をさせていただいております。その中で感じることでございますけれども、結局地域活動栄養士協議会というのは、職域に属しておりませんので、どこにでも入っていける、何でもできる、言わば子どもが生まれる前の妊婦さんのところから、亡くなる直前まで全部活動としてはカバーしておりますので、その中で食育ということを考えますと、全国的な組織がありまして、その中で、去年は食育をメインとして活動致しました。それは年度限りの活動ですので、今年はフォーカスが動いてしまったのですが、毎年11月でしたか、食育月間として、私どもの協議会の全国組織で食育を展開していこうと話し合いがもたれております。私どもが感じますのは、やはり他の団体との連携が無ければ何もできない。特に、私どものように、属する組織を持たない者にとりましては、食育活動というのは、自分たちで何かを起こそうと思えば、福田さんが仰いましたように、経済的な活動を伴うと、なかなかやりにくいところがありまして、そういう意味では仕組みとして、いろいろな他の団体との連携を取りながら、その中で予算を獲得したりですとか、いろいろなことで食育を進めていきたいなというふうに、私どもの中では考えております。実は、昨年度の10月に仙台市宮城野区の区民祭で、朝ご飯食べさせ隊というものを急遽結成いたしまして、そこで食育の取組の一つとして、朝ご飯を何とか食べましようという取組を致しました。今年度は、河北新報の方がそれに乗りまして、青葉祭でそれを展開しようという話が今進んでおりますけれども、そういうことで、例えば良いかどうか分かりませんが、常勤の栄養士は、フルーツポンチの中のリンゴだったり、みかんだったり、桃だったりするのですが、私どものようなフリーで働いている者は、その中を埋めるシロップのような存在になりたいと、どこにでも染み込んでいって、どこにでも何かと何かをくっつける働きをしたいと思っております。食育というと、どうしても子どもの方に目がいくのですけれども、そればかりではなくて、やはり高齢者、あるいは働き盛りの方たち、特に働き盛りの男の方たちの肥満ですとか、メタボリックシンドロームとかいうものに対する意識を少し高めて頂きたいというところが、日本の将来を考えると元気になって頂かないといけませんので、そういったところに目をつけていきたいと思っております。先ほど頂きました資料を見ましたら、働き盛りの方の、男の方の30%以上、女の方の21%以上が外食をしていらっしゃる、外食があたかもとても悪いことのような受け取り方をされているのかなと思いましたが、これは社会構造の問題もありまして、どうしても外食をせざるを得ない人たちも現実に存在するわけで、そういう方たちの外食なり、中食なりをどういうふうにカバーしていくのかということについて、今日の推進会議のメンバーの中に外食関係の方がいらしていない、そういう方が入られても良かったのではないかと、このメンバーを見て感じておりました。特に高齢者になると外食の率が下がってくるというふうにグラフでは出ておりましたが、高齢者には低栄養の問題もありまして、食べてはいるけれども、本当に食べているのと、何を食べているのかという問題もありますので、そういう方たちが外食を利用することによって、きちんとした健康が図られるのであれば、それはそれで良いことであっ

て、社会的にこれだけ外食が普及してしまっている状況で、それをまた家庭の食に戻せということは、なかなか難しいだろうと思います。ならば、そのところを外食産業の方々に働きかけて、食育ということについてもう少し意識を高めて頂くという働きかけを、職域に属していないからこそ、私どものようなフリーの者が言えるのかなというふうに思っております。また、こういう会議において、そういう方たちへの働きかけができれば良いのではないかと感じておりました。

議長（平本会長）

ありがとうございます。地域で活動している方々の食改さんと婦人会の方と、また違った管理栄養士という立場で活動している方々、キーパーソンもいらっしゃるということです。では、次に小田委員お願い致します。

小田委員

医師会から参りました。今まで伺っていますと、皆さんがすでに食べることについての活動をしているということ、これだけやられているのに何故食育なのかという感じをしながら聞いておりました。最近、医師会でも食育の勉強会を開きました。その時に、県の教育委員長の菊地先生から御講義を頂きまして、今の子どもたちの食育問題の基本は「こけっこ」だと知りました。「こ」は孤食のこ、「け」は欠食のけ、「こ」は個人のこ、これは家族で食べているのだけれど、ファミリーレストラン感覚で、私はおうどん、あなたはラーメン、そしてもう一人はカレーライスといった具合で、一つ鍋で食べるという連帯感が少ないということと、最後の「こ」は、好きな物しか食べないので栄養が行き渡らない、栄養失調になっているということがあるということです。子どもの食事についてはそういうものだとすることを伺いまして、なるほどと思ったのですが、今この食育推進の府省連携を見ますと、農水省、厚労省、文科省、食品安全、内閣府とあらゆる府省が関わっている。それだけ食べれば良いものではないのだと。これだけ食べ物豊富になって、我々の子どもの頃のように、食べられない時代を過ぎたのに、なんで今食育なのかなということ、そこには何か別の問題があるのではないかと気がしました。私は医者をしていますから、学生さんなんか来ます。ちゃんと食べているのとか、脚気じゃないのとか、栄養失調ではないのとか言うと、本当にぎょっとしたような顔をされて、こちらがびっくりするのですけれども。それだけ、彼らは食べているのだけれども、食べていないということを感じているのだと思います。一方、メタボリックシンドロームの人に聞きますと、食事制限しなければいけないのは分かるけれども、食べてしまう、という自制力の無さ、一方で私はコレステロールが高いのでお薬を飲んでいますが、血圧が高いのでお薬を飲んでいますが。コレステロールが高ければ食事では考えたらどうか、運動で考えたらどうかと私はいつも言うのですが、そういう教育も食育の中に入るのでないかと常々感じてました。学生さんがエサというのは、本当にそういう感じがしまして、これから教育というか、広報というのは非常に大きな問題だと皆さんのお話を聞きながら思いました。以上です。

議長（平本会長）

ありがとうございます。では、山本委員お願い致します。

山本委員

歯科医師会の山本です。皆さんのお話を聞かせて頂いておまして、各界から皆さんはおいでになっているわけで、それぞれ非常に素晴らしい御意見をお聞かせ頂きました。ただ、ここで私が疑問に思ったことは、食べれることを前提にお話をしているということです。それで、我々専門的に言いますと、歯が無いということはまず食べられませんよね。そのためにも、食べられるように、噛むことができるようにということで、本県では8020運動を展開しているわけですが、食べられなくてはなんともならないので、計画を見ますと、その辺のことが出ていないので、どういうものかと思っていました。実は宮城県の3歳児のむし歯本数ですが、平成12年から全国ワースト1をずっと続けております。今、県と協力しまして、県の指導の下に、我々はむし歯予防を一生懸命に展開しているのですけれども、むし歯予防をするためには、やはりこの食の問題を考えていかないといけない部分がいっぱい出てまいります。それで、いろいろと講演会、講習会を開いて県民の皆さんに聞いて頂いたりという事業を展開しておりますが、関係機関の皆さんと今後連携をとりまして、より一層効果が上がるような予防活動をしていて、まずは、食べられるようにしてあげなくてはならない。そんなふうに考えています。

議長（平本会長）

ありがとうございます。では、畠山委員お願い致します。

#### 畠山委員

畠山と申します。時間的に限りがあるようですので、かいつまんで希望を申し述べさせていただきます。平本先生、取りまとめなど大変なお仕事かと思いますがよろしくお願いいたします。まず実務的なこととして、この委員会をうまく機能させるためにも、一元的な視点ではなく、食育推進の対象年齢区分や対象社会集団、食育活動の場や活動主体などを整理して、図式化のもとで食育推進の理念や目的に沿って、宮城県ならではの食育推進計画を検討していったらよいように思いました。多くの委員の方々がすでにいろいろな取組をなさっておりますのに、線が面になりにくいという課題を考えますと、この宮城県の食育委員会として将来に対する社会使命感を持って一致団結し、有機的に機能する委員会であってほしいと思っています。個人的には事後にこの委員会に加わってよかったと感じられるように努力したいと思います。今なぜ食育なのかという根幹のところ非常に重要だと思しますので共通認識が大切になってくるものと思います。私は文科省や農林水産会議のプロジェクト研究の一員として食に関する研究に関わり、東北地方における幼児期から老年期までの食生活の実態や諸問題の分析を行って参りました。その中では、学術的には体の健康に寄与する食のあり方については多くの論文も出ておりますので、特に心の健康や精神活動と日本食の関わりについてデータを取りながら研究を進めました。食育基本法の中にも心の健康について多くの記述があります。このような時代ですので、食がもたらす望ましい人間関係構築や豊かな人間性の形成については重要な論点かと思えます。さらに、もう一つ大事なことは、食の感性です。人の生きる営みの中で基軸になることです。味がいいとか、良い香りがするとか、喉越しがいいとか、歯ごたえが合うとか、美味しそうに見えるとか、総じて快い・美味しいといった感覚器を通じた認知についての取組は重要です。この認知能力の臨界期は幼児期、特に離乳期だと言われておりますので小児の食育は大きなテーマだと思えます。理論的にどんなに素晴らしい施策が打ち出されても、食は美味しくなくては、楽しくなくては継続的に取組まれません。イタリアのスローフード協会本部では味の大学を創設して、味の教育という重要なテーマに取り組んでいるほどです。食の営みの自立、健全な食環境から生まれるヘルスケアの自立、命を紡ぐことの自立というような食育の大目的を果たすためには、理屈ではなく体感や実経験を可能とする環境構築が重要になるものと考えられますので、そのことを念頭に入れる必要があると思えます。食は文化そのものでありますので、体の健康に偏ることなく、精神的な部分、感覚的な部分をも培い、地域の特性に応じた実効性の高い宮城の食育が展開されることを願っております。どうぞよろしくお願い致します。

#### 議長（平本会長）

ありがとうございます。力強い御意見をいただきましてありがとうございます。菊地委員お願い致します。

#### 菊地委員

公募の中の「提言」に書きましたように、私も非常勤栄養士として食に携わりました時に、親とのコミュニケーションを取る難しさを実感しました。今、福祉大学の先生がお話くださったように、私は1歳6ヶ月の乳幼児を担当した時に、あまりにも離乳食を軽く考えているお母様がいることに驚きました。しかし、あまり強いとも言えず大変困りました。サプリメントで良いのではないですかとかと言われると、やはり心、美味しいとか、それから食べ物から得られる喜びとかというのは、本当に離乳食の頃から大事にしなければいけないと思うのです。それがあまりにもないがしろにされているのではないかと感じたものですから、提言の中にもそのようなことも書きました。それから本県における食育関連事業の中で、参考6を見ますと、本当にいろいろなところの分野で活動されてますので、私自身としては宮城県においては悲観的な気持ちではないのですけれども、若干本県の食をめぐる現状、資料4の中には乳幼児の時の、食べ物から得られる体感、心のものであるというものが取り上げられていなかったものですから、私も福祉大学の先生のように、本当にそこに少し力点を置いて頂ければいいのではないかなと思っております。

#### 議長（平本会長）

ありがとうございます。では高橋委員お願い致します。

#### 高橋委員

高橋です。よろしくお願い致します。この度は、このような良き機会を与えて頂きまして、各関係の方々には感謝を申し上げます。私は、公募の委員ということで、県民の皆様を代表して意

見を述べなければいけないものと考えております。また私自身は、現在、明成高等学校の調理科の教員をしております。調理科は、調理師を養成している学科で、高校生に対して、毎日が食育の場であるという位置づけをしておりますので、日々食育に関わりを持つ者としても意見を述べさせていただければと思います。今回の公募委員選考の際の課題の提言でも述べさせて頂いたのですが、食育というものを2つの「シヨク」の視点から、食物の「食」と、職業や働くことの「職」という、2つの「シヨク」の視点から進めていくべきではないかと考えているところです。先ほど大河内委員の方からも御指摘がありました。食の外部化も進んでおりますので、家庭の問題、学校の問題だけではなく、社会全体の問題として捉える必要があるのではないかと考えております。とりわけ外食産業の役割も大きく、食産業に関わる企業や従事者の食育推進時代における社会的な役割も、今後大きく問われていく時代になっていくのではないかと考えております。現在、高校生年代の健康教育的な食育というものは、大筋の部分で実践しておりますが、それに加えて、生活産業に従事する、とりわけ食関係の産業に従事する者、これからの食育推進時代を担う人材をいかにして育てられるかという視点での教育も進めているところです。専門学科の教育であります。教科書どおりに授業を進めても、体験として実際に実践の場がないと、なかなか価値観というものが根付きませんので、地域の小・中学校であるとか、児童館、高齢者の団体、行政等の地域の方々に、学校の教育資源を利用していただき、いろいろと連携等のご協力をお願いさせていただいているところでございます。本県の場合、伝統のある農業高校ですとか、水産高校、大学等も私学も含め伝統のある学校も多くあります。宮城大学の食産業学部も、私は興味をもって動向を見ているところでございます。いろいろな意味で、義務教育だけではなく、それ以降の学校教育、特に大学等がどんな役割を担っていくかということにも大きな興味を持っているところです。人材育成の視点からの食育について、皆様から御意見を頂ければと思います。今後ともよろしくお願い致します。

議長（平本会長）

ありがとうございました。大友委員お願い致します。

大友委員

東北農政局消費・安全部消費生活課の大友と申します。東北農政局が行っている食育の取組について御紹介させて頂ければと思います。まず農林水産省では、BSEの発生、それから偽装表示を初めとする食をめぐる様々な問題の発生を契機に、平成15年7月に本省に消費・安全局が新設されまして、また地方農政局にも消費・安全部が設置される等の組織再編が行われました。組織再編前も積極的に食育には取り組んでいたのですが、それ以上に取り組ましようということで、東北農政局は平成16年の2月に東北管内における消費者、生産者、食品産業関係者、栄養教育関係者、学識経験者、行政関係者等で構成される東北地域食育推進協議会を設置し、東北地域の食育推進方策について検討してきたところです。また同様に、6月には小中学校における食育の具体的な推進方策を協議する場としまして、協議会の下に義務教育部会を設置しております。東北地域食育推進協議会では、東北地域の特性を生かした実効ある食育の取組とするために東北地域食育推進基本方針の検討を重ね、パブリックコメントを経て、昨年11月に公表させて頂いております。また、義務教育部会では、「地域食材を活用した学校給食における食育」ということを2年間のテーマに致しまして、本年6月を目途にその報告書を取りまとめることとしております。また、食育のイベントも行っておりまして、平成17年度は「食育リレートークin東北」と称しまして、食育のシンポジウムを9月から1月にかけて4回開催したところでございます。また、2月にはオテル・ドウ・ミクニの三国清三シェフを講師に、東北地域食育フォーラムを1回開催しております。今年度においても同様に関係者の協力を得つつ、イベント等を推進していきたいということで、今度は基本計画で6月が食育の月間ということになりましたので、まず1回目のイベントとして、6月にシンポジウムを開催できないかということで仕組み始めたところでございます。冒頭、事務局の方から宮城県の特色を生かした計画という話がありましたけれども、只今申し上げました東北地域食育推進基本方針は、東北各県の委員の方々に議論して頂いて策定したものでございまして、宮城県の食育推進計画の作成の参考、あるいは一助にして頂ければと思っておりますので、よろしくお願い致します。

議長（平本会長）

ありがとうございます。田原迫委員お願いいたします。

田原迫委員

東北厚生局食品衛生局の田原迫です。私はこの4月にこちらに赴任してまいりまして、前任者からの引き継ぎということで委員になった訳ですけど、我々の厚生局では食育に関しての直接的な業務というのはないので、委員になった限りは、生活習慣病にはな

らないようにしておかなければいけないなということ、今のところ肝に銘じております。それと、皆さんの話を伺った中で、三塚先生とか小田先生の仰った食のエサ化というのでしょうか、若者たちがエサのようにして食べる、食べるということについては、口を開けて待っているのは当然食べることはできない訳ですから、当然何らかの形で選択をしていかなければいけない。この食育ということにつきましては、自らきちんと選択をする力をつけて、それによって、豊かな心を身に付けていくということも食育の一つでありますので、やはり選択する力というのは確かに必要だと思います。それと、浅川先生とか伊藤先生が仰ってましたけど、学校での取組は一生懸命やっているんだけど、家庭との連携がとれないと、食を通じての子どもへの教育というのは、保護者へ対する教育がやはり重要ではないかというのを痛感しました。やはり学校での学習への参加とかも必要なかなと思いました。それと食の環境が大切だなと、地域住民の方とかスーパーなどの商店街の方の支援が、子どもへの食の教育については必要になってくるのではないかと。また食への実践、郷土料理を作ったり、生産体験なども大切なんだと改めて認識させて頂きました。それと厚生労働省の方では、食育に関しましては健康局の生活習慣病対策室というのが窓口になっておりまして、そちらの方で食育については、いろいろと行っている訳であります。それと畠山先生からお話がありました、年代別、年齢毎の区分によって取組方が違うのではないかという話もありましたけれど、厚生労働省の雇用均等児童家庭局の母子保健課というところがあるのですけれども、こちらでは食を通じた子どもへの健全育成のあり方に関する検討会というのがありまして、その中で、発育、発達過程におきまして育てていきたい食べる力というのが示されておりまして、その中でも授乳期とか離乳期、あるいは幼児期、幼児期では食べる楽しさを教えるとか、食べ物への興味を持たせるということが大切ではないかと、それと、児童期では一日三食食べるような食事のリズムとか栄養のバランスとか、食事を作るとか、地域の食べ物への関心を持たせるということが言われております。ですから、各年代とか年齢に応じて、いろいろな施策を講じていく必要があるのではないかと思います。それと、正しい食の知識を習得させるということで、畠山先生から出ておりましたが、食べ物の味とか、そういうものをきちんと正しく教えていくとか、料理とか食の生産現場とか食習慣というものへの正しい知識を教えていくのが、やはり必要だなということを感じました。私どもの食品衛生課では、食育基本法の中での基本的施策である食品の安全性につきまして、情報の提供などを通じて、他の関係機関と協力いたしまして、リスクコミュニケーションを通じて、この会に少しでもお力になればと思っております。以上です。

議長（平本会長）

ありがとうございます。それでは、若生委員お願いします。

若生委員

この度は、大変そうそうたる先生方がいらっしゃる中で、副会長という重責を担わせて頂くことになりまして、大変恐縮いたしておりますが、どうぞよろしくお願い致します。スローフードジャパンの若生と申します。スローフード運動は、今年で丁度20年になります。20年前にファーストフード化がどんどん世界に広がっていく中で、その中で失われていく、世界中何処で誰が作ってもいつでも同じ味という味の均一化が進む中で、味覚の多様性であったり、生物の多様性であったり、食文化だったりといった失われていく物を守ろうということで、20年前イタリアで起こった運動が、今世界140カ国に広がって、地球規模で我々の運動が広がっている訳なのですけれども、未だにその流れはなかなか止まらなくて、スローフード協会が真っ先に取り組んだのが、決してファーストフードを否定するものではない。否定して成り立つものではないということがあった訳です。ただ、分かって買って食べられるようにしようということで、判断できる能力を身に付けることが大事だということで、真っ先に取り組んだ大きな柱の一つが、味覚の教育でありました。味覚の教育の中でもこだわったのが、先ほど畠山先生のお話にもありましたように、頭や知識で教えるのではなくて、五感で伝える、五感で学ぶことが大事なのだということで、感覚教育による味覚教育の推進に努めてきました。そのためには、あらゆるプログラムをどんどん開発して、100位のプログラムを開発して、そのプログラムによって各地域、各支部においてそれを生かした食育推進の事業、味覚教育の推進をやってきたわけなのですけれども、私たちが日本でやっている中で、すごく痛切に感じるのは、いくら立派な、素晴らしいプログラムがあっても、そのプログラムをしっかりと正しく伝えられる指導者がいないとそれは生かせないなと感じておりますので、今はそういうものを生かして、しっかりと指導できる指導者の養成というのが、これから日本の食育を推進していく上でも、すごく重要なことと思っております。特に、先ほど東北農政局の大友さんからお話があったように、東北農政局のこの間出し

た基本方針についても大変素晴らしい物ができあがりまして、他の機関でも、食育基本法制定の段階から、いろいろな機関、いろいろなところで、もう基本的なところはかなり固まっているのですよね。だから、敢えてそういうところを議論するよりは、今回宮城の食育推進会議においては、やはり大事なものは、宮城らしさ、宮城という環境が豊かで、この宮城らしさを、この環境を生かした推進計画をどう作れるかということと、それよりも大事なものは、どう実践、実施につなげていくかということと、あとは、それは教えよう、教えようというものではなくて、子どもたち、私たちが生活の中で、そういうものを自然に感じていく、それを気づいて学べるような環境を作っていくということが、すごく大事なかなと思っております。今スローフードで先ほど言った指導者の養成というのに力を入れていて、一昨年は大学まで創って、世界中から学生を募集して、今世界中を回って、今年9月には日本にもその学生たちが、海外研修プログラムで畠山先生のところでもお世話になるのですけれども、そういう大学まで創って指導者の養成に努めているのですけれども、今協会として一生懸命力を入れているのは、スクールガーデンという運動に力を入れています。これは学校農園を造るというものです。先ほど言ったように、身近に子どもたちが、単に体験農業というのではなくて、学校に農園があって、そこに作物、家畜を含めて、みんな日常的に生き物が育っていくのを身近に感じるためには、学校に農園を造ることが良いのではないかということで、スクールガーデンというものに力を入れて取り組んでおります。委員会の会議の回数は限られていると思うのですけれども、先ほどもお話ししたように、実践につながるような、中身のある会議にして行ければというふうに思いますので、どうぞよろしくお願い致します。

#### 議長（平本会長）

ありがとうございます。最後になりましたが簡単に平本でございます。管理栄養士の養成に関わっております、地域の食育は少しずつさせていただいております。短い時間でいろいろな方々に、十分にお話を伺えなかったのは申し訳ないと思います。いろいろな方々からも出ましたが、食は習慣性のある行為で、なおかつ経済行為でありますので、非常に複雑に構造が組み合わさって、非常に難しい課題です。だから分かっているのに変えられないというものがずっと何年も続いている訳ですよね。そういった中で他の健康課題とは違って、やはり食は心とか、楽しさとか、嬉しさといった心のところを非常に内包していくようなもので、特徴的であることが一つと、それと食育基本法ができたことで、フードシステムというか、食物の供給の側面まで視野に入れた食育をしようという発想がはっきりと打ち出されているという特徴はあると思います。それでやれることがどれだけあるのかというのはなかなか難しいところではありますけれども、先ほど若生さんも言ってくれた2点に尽きるかと思っております。宮城らしい推進計画をどう作るかということ、他県と比べて独自性を出せるかということと、それと、やはりそれが実践できる仕組みです。だから少しでも実践出来る仕組みを、ちょっとこの辺は大変だと思いますけれども、それを提言できるようなものができれば良いかなと思っておりますので、よろしくお願い致します。次回の会議では、本日皆様から頂きました御意見等も踏まえながら、推進計画の骨子案というのを御提示できればと考えておりますので、是非よろしくお願い致します。それでは進行を司会の方にお返し致します。

#### 司会（健康対策課：大森課長補佐）

委員の皆様、本日は長時間にわたりまして、いろいろ御意見を頂きましてありがとうございます。時間が限られております、また会議の回数も限られた回数しか開催できません。我々の方から、各委員の皆様のところにお話を伺うということも思っておりますので、その際は是非御協力を御願い致します。また、事務局の方には何か注文とか御意見とかありましたら、随時お寄せ頂ければ幸いです。よろしくお願い致します。次回の会議につきましては、6月上旬を予定しております。今後日程につきましては調整させて頂きまして、改めて御連絡させて頂きまして、よろしくお願い致します。それでは、本日の会議は以上を持ちまして終了させて頂きまして、大変ありがとうございました。